

(平成30年度)

桑名市くらしいきいき教室事業委託  
に係る公募型プロポーザル実施要領

平成 30 年 4 月

三重県桑名市

## 桑名市くらしいきいき教室事業所指定に係る 公募型プロポーザル実施要領

1. 委託業務名 桑名市くらしいきいき教室事業委託

### 2. 目的

桑名市（以下、「発注者」という。）では、運動、栄養、口腔、認知等に関するリスクを抱える高齢者（以下「高齢者」という。）に対し、リハビリテーション専門職が、「心身機能」を改善するとともに、訪問型サービスをアセスメント及びモニタリングに関与しながら通所型サービスを提供することにより、「活動」や「参加」を促進し、生活機能の向上を目指している。

この専門的なサービスを短期集中で提供する、桑名市くらしいきいき教室(通所型サービスC)事業実施要綱（平成27年桑名市告示第150号）に規定するくらしいきいき教室(通所型サービスC)及び桑名市介護保険特別給付くらしいきいき教室事業費支給要綱（平成27年桑名市告示第157号）に規定する介護保険特別給付くらしいきいき教室事業費の支給対象となる事業（以下、「くらしいきいき教室」という。）を実施する事業者（以下、「受注者」という。）を募集し、公募型プロポーザル方式により選定を行う。

3. 選定事業所数 3事業所を上限とする。

### 4. 指定有効期間

平成30年7月1日から平成33年6月30日まで

### 5. 委託業務の概要等

#### (1) 利用者について

「くらしいきいき教室」の利用者（以下、「利用者」という。）は、当市に住所を有し、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく要支援1及び要支援2の認定者又は基本チェックリスト該当者を対象として、介護予防ケアマネジメントに基づき必要と認められた者のほか、介護保険特別給付くらしいきいき教室事業費の対象者とする。

#### (2) 業務内容

① くらしいきいき教室の提供期間は一人12箇月中において、原則3箇月、最大6箇月以内かつ、同サービス利用については原則として6箇月期間をあけることとする。受注者は、利用者に原則週2回（少なくとも週1回）以上の送迎を伴

う通所型サービスを提供するとともに、月1回以上の訪問による支援を一体的に提供することにより、生活機能の向上を図ることに努めることができること。ただし、通所に係る送迎及び訪問に関しては、訪問系の居宅サービスの指定を受けた事業所に委託することができる。

- ② 受注者のリハビリテーション専門職と訪問を担当する職員は、一緒に利用者の居宅を訪問する。その際には、リハビリテーション専門職と訪問を担当する職員は、共同して利用者に対する身体状況等を評価し、生活機能向上につながるような視点をもってアセスメントを行う。アセスメントには、地域生活応援会議で使用する様式を用いることとする。ただし、事業者が、それに加えて独自のアセスメント様式を用いて、より多角的な観点から利用者の状態等を捉えるために追加で別途行う場合は差し支えないものとする。
- ③ 受注者又は受注者から委託を受けた事業者は、計画を作成するとき、担当介護支援専門員のケアプランに示されている目標に沿って、利用者が原則3箇月、最大6箇月で達成可能な目標及び1月ごとの援助内容を設定すること。
- ④ 担当介護支援専門職員が作成した介護予防サービス計画書に基づき、通所・訪問それぞれの計画を作成する。それぞれの計画は、原則3箇月、最大6箇月で達成可能な目標に向けて、一体的に実施されるよう作成すること。  
なお、計画作成の際には、地域生活応援会議で使用する様式を用いることとする。
- ⑤ 受注者は、サービス提供を開始する前に、利用者に対し、計画の内容、原則3箇月、最大6箇月で達成可能な目標、1月ごとの援助内容、その他「くらしいきいき教室」に関する情報について十分に説明すること。
- ⑥ 受注者又は受注者から委託を受けた事業者は、地域生活応援会議に向けてのアセスメント等必要な資料を事前に作成し、提出すること。  
また、地域生活応援会議においては、アセスメントに基づいた個別支援計画案について説明すること。助言を受けた内容については高齢者への説明を誠実に行い、同意を得、修正等必要な手順を行うこと。計画に基づき、それぞれの利用者の状態像に応じて生活機能の向上を図るサービスを提供すること。
- ⑦ 受注者又は受注者から委託を受けた事業者は、計画に基づき、それぞれの利用者の状態像に応じて生活機能の向上を図るサービスを提供すること。
- ⑧ 受注者又は受注者から委託を受けた事業者は、計画実施上の問題点があれば、担当地域包括支援センター及び担当介護支援専門員と協議したうえで計画を修正すること。
- ⑨ 受注者又は受注者から委託を受けた事業者は、リハビリテーション専門職の参加を得て、利用者の目標の達成度と生活機能について指定した様式を用いて

モニタリングを毎月行い、関係者間で情報を共有しなければならない。

- ⑩ 受注者は、計画終了後、リハビリテーション専門職の参加を得て、事後アセスメントを行い、その結果を利用者及び担当介護支援専門員に報告すること。
- ⑪ 受注者は、運動機能の向上訓練に加えて、可能な限り、利用者の栄養改善を目的とした栄養食事相談や栄養管理及び利用者の口腔機能の向上を目的とした口腔清掃の指導や摂食・嚥下機能に関する訓練の指導等を行い、生活機能全体の向上を図ることが望ましい。
- ⑫ 本サービスと同等の内容を市町村特別給付の対象者にも提供するものとする。ただし、その際には、地域生活応援会議を経るものとする。
- ⑬ 受注者又は受注者から委託を受けた事業者は、利用者の異状及び緊急を要する事象を確認したとき、若しくはそのおそれがあるときは、速やかに適切な対応に努めるとともに、発注者及び担当介護支援専門員等に連絡を行うこと。

また、必要に応じて、消防署への通報を行わなければならない。

さらに、負傷又は死亡事故、自然災害、サービス提供中に利用者が行方不明になったとき、職員の不祥事、食中毒及び感染症が発生したときは、別途定める「くらしいきいき教室事故発生報告書」を作成し、速やかに発注者へ報告すること。

なお、その後の事故に対する対応状況及び経過等については、発注者の指示に従うこと。

## 6. くらしいきいき教室の人員基準・設備基準

受注者は、介護保険法に基づく通所系サービスの指定を受けているものとする。また、本事業の人員基準・設備基準等において満たすべき基準は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）第93条から第95条までに準ずる。ただし、併設する指定居宅サービス又は地域密着型サービスの運営基準を遵守したうえで、当該サービスの提供に支障がない範囲で、当該サービスの提供時間帯に同一の場所を使用して、くらしいきいき教室の提供を行うことは可能であるが、この場合には、プログラムとサービス提供を行う人員を明確に区分して行うこと。

また、事業所の敷地内等に隣接する建物等のスペースで実施する場合においても、人員基準及び設備基準は上記基準に準ずるものとする。

なお、リハビリテーション専門職に関しては、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士が望ましい、ただし、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、健康運動指導士又は高齢者の特性を熟知したスポーツインストラクターに限り、本件における「リハビリテーション専門職」として認めることとする。

これ以外に本サービスにおいて訪問型サービスを委託して行う場合には、訪問系

の居宅サービスの指定を受けた事業所に委託するものとする。

#### 7. サービス単価及び利用者の自己負担について

期間		サービス単価	利用者自己負担
通所型サービスを週1回提供	1箇月から3箇月目まで	22,000円/月	2,200円 (サービス単価の1割)
	4箇月から6箇月目まで	18,000円/月	1,800円 (サービス単価の1割)
通所型サービスを週2回以上提供	1箇月から3箇月目まで	43,000円/月	4,300円 (サービス単価の1割)
	4箇月から6箇月目まで	35,000円/月	3,500円 (サービス単価の1割)

※1 サービス単価から利用者自己負担を差し引いた額を支払うものとする。

<元気アップ交付金>

本サービスを使用して、6箇月の間、介護予防・生活支援サービス通所型サービスB及び訪問型サービスB、C、Dのみになった場合もしくは、サービスを利用していない場合において元気アップ交付金を交付する。

ただし、利用者のサービスメニューが変更された場合には、必要に応じて、随時見直しを行うこととする。

交付される対象者及び交付金額は次の表のとおりである。

事業所	利用者	介護支援専門員
18,000円	2,000円	3,000円

※2 市町村特別給付の対象者に実施した場合には、介護支援専門員の元気アップ交付金は交付されない。

※3 未収保険料その他の未払金がある場合、利用者の交付金は、未収保険料その他の未払金に充当することがある。

#### 8. プロポーザル方式等の採用の具体的な理由とその導入効果

複数の事業者から目的に合致した企画を提案してもらうことにより、本サービスを実施する能力がある事業所を総合的に審査し、決定することができる。また、効果的な介護予防の方法が広く考案され、これにより高齢者の自立支援が図られると考えられる。

#### 9. 実績の公表

利用者本人の同意を得た上で、本サービスを受ける前後の状態及び「卒業」等の実

績を明確化し、地域に向けて本サービスの取組みについての「見える化」に協力すること。

なお、市が本サービスの実績の提出を求めた時は、速やかに提出すること。

#### 10. 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者（委託を受けた事業者を含む。）は、次に掲げる全ての要件を満たしていること。

- (1) 法人格を有し、くらしいきいき教室を理解し、円滑にこの業務の実施が可能な事業者であり、業務委託契約の締結が可能であること。
- (2) 平成30年4月1日現在で、通所介護等に係る指定居宅サービス事業者の指定又は認知症対応型通所介護等に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けている桑名市内の事業者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 国税及び市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (6) 桑名市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成21年桑名市告示第206号）に基づく入札からの排除措置を受けていないこと。
- (7) その他関係法令、規則等に違反していないこと。

#### 11. プロポーザルの事務手続き

##### ○事業スケジュール及び事務手順

内 容	期 限 等
公募型プロポーザル実施の公告 （ホームページ掲載）	4月23日（月）～5月21日（月）
質問の受付期限	5月9日（水）
質問に対する回答	5月15日（火）
参加申込み期限	5月21日（月）
提出書類の提出期限	5月29日（火）
プレゼンテーション及び審査	6月上旬
選考結果の通知	6月中旬
委託契約締結	6月下旬

なお、委託契約締結後、適宜、事前説明を行うこととする。

## 1 2. 事務手順の手続き

### (1) 公募型プロポーザル実施の公告（ホームページ掲載）

プロポーザルの実施要領は、桑名市ホームページに掲載するほか、桑名市役所保健福祉部介護高齢課介護予防支援室窓口でも、平成30年4月23日（月）から配布する。来庁の際には、事前に連絡すること。

### (2) 本プロポーザルにかかる説明会は、開催しない。

### (3) 質問の受付

本プロポーザルへの参加申込みの提出に際して質問がある場合には、質問書（様式第6号）を用いて質問内容を簡潔に記載し、FAX又は電子メールで送信のうえ、電話にて受信確認をすること。直接持参、郵送、電話等による質問は一切受け付けない。質問受付の終了時刻は着信主義とし、受信しているか否かの判断は、発注者が判断するものとする。

#### ①受付期限

公告の日から平成30年5月9日（水）午後5時15分まで

#### ②受付方法

質問書の様式を用いて次のとおり作成すること。

#### 【電子メールの場合】

ア) Microsoft Word で編集できる保存形式とすること。

イ) 送信するメールのタイトルを「質問書（桑名市くらしいきいき事業委託プロポーザル）」とし、質問書のファイルを添付して送信すること。

ウ) 添付するファイルの容量は2MB以内としてください、2MBを超えるときは、複数回に分割して送信すること。

#### ③質問の送信先

送信先：桑名市役所 介護高齢課 介護予防支援室

電話番号：0594-24-5104

E-mail：kaigoyobom@city.kuwana.lg.jp

FAX：0594-27-3273

### (4) 質問への回答

質問に対する回答は、原則として質問者のみに書面にて回答し、電話及び口頭での個別対応は行わない。

### (5) 参加申込の提出

本プロポーザルへの参加希望者は、次の書類を作成のうえ参加申込み期限までに提出すること。期限までに提出がない場合は、このプロポーザルに参加すること

ができない。

①提出書類

- ア) (様式第1号) 参加資格審査申請書 1部
- イ) (様式第2号) 申立書 1部
- ウ) (様式第3号) 役員名簿 1部
- エ) (様式第4号) ぐらしいきいき教室についての確認書 1部
- オ) (様式第5号) 個人情報保護への取組み 1部
- カ) 定款又は寄付行為(任意様式可) 1部
- キ) (参考資料) 経歴書 1部
- ク) 組織図(任意様式可) 1部
- ケ) 緊急時対応マニュアル(任意様式可) 1部
- コ) 人員体制・施設及び設備についての資料(任意様式可) 1部
- サ) 開設予定事業所の平面図(各室面積・事業実施場所を明記) 1部

②提出期限

平成30年5月21日(月)午後5時15分まで

③提出場所

桑名市役所1階 保健福祉部 介護高齢課 介護予防支援室

④提出方法

直接持参にて提出すること。直接持参以外の方法による提出は一切受け付けない。

⑤参加申込にかかる審査結果の通知

審査結果については、参加申込みを行った全ての申請者に電話にて通知し、提案資格を得た事業者については、企画提案書提出指名通知及びプレゼンテーション日程等の詳細を別途通知する。

(6) 企画提案書の提出

①提出書類

- ア) 企画提案書 13部(正本2部・副本11部)
- イ) ぐらしいきいき教室実施マニュアル 13部(正本2部・副本11部)
- ウ) 登記事項証明書(全部事項証明書) 1部
- エ) 完納証明書(市町村税) 1部
- オ) 納税証明書(その3)(国税) 1部
- カ) 法人印鑑証明書 1部
- キ) 収支計画書、損益計算書、貸借対照表(いずれも平成29年度分) 1部

- ②提出期限  
平成30年5月29日（火）午後5時15分まで
  - ③提出場所  
桑名市役所1階 保健福祉部 介護高齢課 介護予防支援室
  - ④提出方法  
直接持参にて提出すること。直接持参以外の方法による提出は一切受け付けない。提出期限までに提出のない場合は、参加資格を失う。
- (7) 企画提案書作成上の留意事項
- ①企画提案書の様式は、A4版縦長横書き両面印刷、左綴じとし、使用する文字の大きさは10.5ポイント以上とすること。図面等の補足資料は、必要に応じてA4版横、A3版等にて使用して差し支えない。A3版の用紙を使用する場合には、片面印刷とし、片袖折りにすること。
  - ②使用する言語は日本語（ただし、専門用語は除く）とし、通貨の単位は日本国通貨とする。
  - ③提案書の記載内容については、明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対する配慮をすること。
  - ④「企画提案書」及び「くらしいきいき教室実施マニュアル」は、A4版にてファイリングし、かつ、インデックスを付けて製本すること。
  - ⑤11部の副本は、事業者及び個人が特定できる記述部分全て（代表者印を含む。）について、マスキング（塗りつぶし）を施すこと。また、残りの2部は正本として、綴りの表紙と背表紙に「法人名」を記載すること。
- (8) プレゼンテーション
- ①実施時期 6月上旬とし、提案資格を得た事業者に詳細を通知する。
  - ②機材の準備 パソコン、プロジェクター等を使用する場合は、準備の都合上、実施日の3日前までに保健福祉部 介護高齢課 介護予防支援室まで連絡すること。
  - ③プレゼンテーション当日の流れ
    - ア) 企画提案書の提出順に、プレゼンテーションを行う。
    - イ) 企画提案書の内容について10分以内で説明すること。その後、質疑応答の時間10分程度設ける。
    - ウ) 出席者は該当するリハビリテーション専門職1名を含めて3名以内とする。
- (9) 審査・選考
- 事務局による書類審査ならびに審査機関によるプレゼンテーション審査により選考する。
- ①プレゼンテーション審査機関

「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会 介護サービス事業者選定部会」の委員5名及び当市職員5名（保健師、介護支援専門員、社会福祉士、リハビリテーション専門職を含む。）が、審査を行い採点する。

## ②選定方法

- ア) 提出書類、プレゼンテーションの内容について審査する。
- イ) プレゼンテーションでは後述の「桑名市くらしいき教室事業委託審査基準」に基づいて審査機関の委員が採点を行う。
- ウ) 書類審査及びプレゼンテーション審査の各委員の採点を合計し、獲得した点数の6割を最低基準点とし、最低基準点以上の得点を挙げた応募者のうち、上位3者の提案者を候補者として選定する。なお、複数の応募者の合計得点が同点の場合、審査委員により審議を行い、委員長が順位を決定する。

## ③結果の公表

選定結果については、プレゼンテーションを行ったすべての事業者に文書で通知すると共に、後日、桑名市役所ホームページにて公開する。

なお、この選定に関する異議は一切受け付けない。

## (10) 契約手続

プロポーザルは、発注者の意に沿った提案をした者を選定するものであるため、仕様内容は、提案された内容を基本とし、受注者と発注者が協議し、業務に係る仕様を確定させたうえで、関係法令の規定に基づき契約手続を行う。

## (11) 事業者指定

発注者と契約を締結した受注者は、くらしいき教室の事業者として指定する。

## (12) 決定の取消し

次に掲げる事項に該当するときは、決定の取消しを行うことがある。

- ①提出書類に虚偽等の内容が含まれていることが判明した場合。
- ②委託業務開始日より、業務を開始できない場合。
- ③発注者の指導に従わない場合。
- ④その他事業執行上、支障が発生した場合。

なお、参加申込み時点において参加資格を有する場合であっても、契約締結までの間に参加資格を喪失することになった場合は、契約を締結しない場合があり、かつ、決定の取消しに伴い損害が生じた際には、当該受注予定者は発注者に対し賠償の責めを負う。

### 1 3. 全般的な注意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する者は、参加資格審査申請書の提出をもって本実施要項の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 本プロポーザルに参加する費用は全て参加者の負担とする。
- (3) 本プロポーザルに提出された書類に係る修正又は変更等は一切認めない、また、理由を問わず返却しないものとする。
- (4) 本プロポーザルに提出された書類等は、桑名市情報公開条例（平成16年桑名市条例第20号）に規定する非開示情報に該当する部分を除き、同条例の規定による公文書開示の対象となるが、参加する者に無断で本プロポーザル以外の用途に使用しないものとする。
- (5) 受注者において、一部の業務を他の者に委託する場合には、発注者に承諾を得るものとする。

#### 問い合わせ先

桑名市役所 保健福祉部 介護高齢課 介護予防支援室

〒511 - 8601 桑名市中央町二丁目 37 番地

T E L : 0594 - 24 - 5104

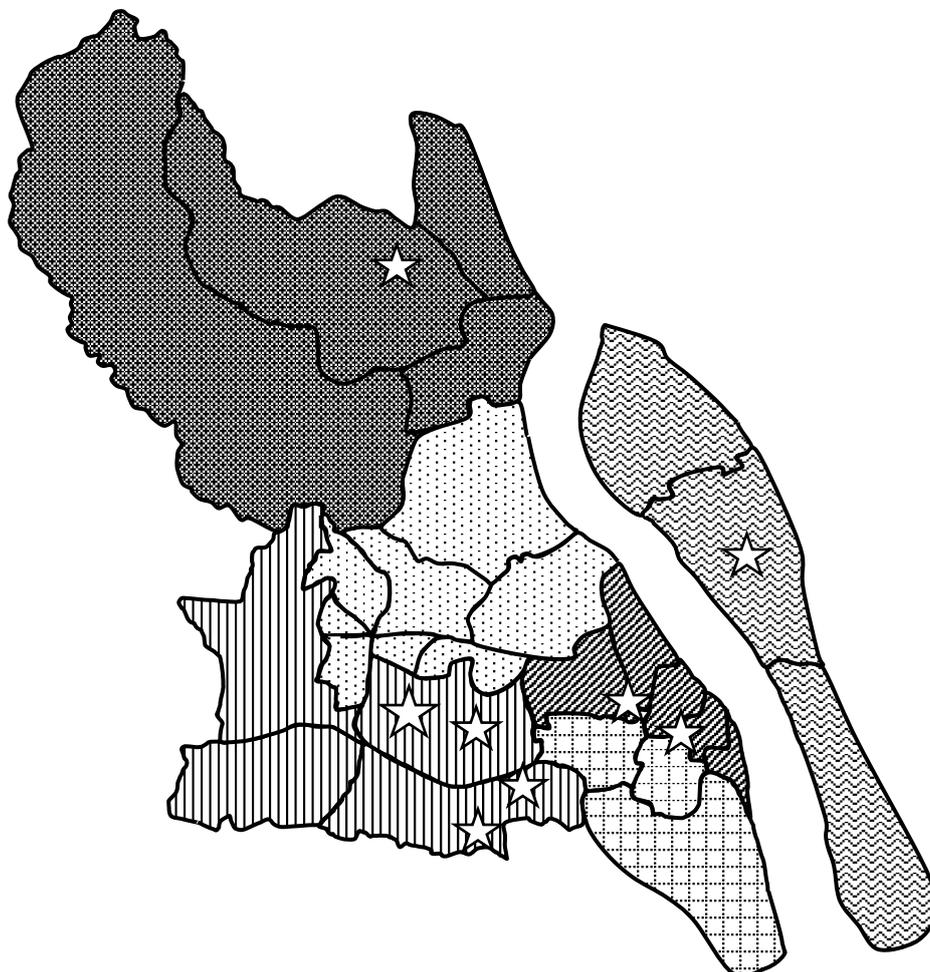
F A X : 0594 - 27 - 3273

E - m a i l : kaigoyobom@city.kuwana.lg.jp

○桑名市くらしいき教室事業委託審査基準（配点は委員一人当たりの点数）

評価項目		評価基準	配点
1	市の計画に対する理解及び地域包括ケアシステムにおけるくらしいき教室の果たす役割について	介護事業者として、本サービスの意義と理解度及びその役割について、利用者の生活機能向上の視点に立った事業運営ができるかどうか	10
2	専門職及び本事業に携わる職員体制の状況	サービスを円滑かつ安全に運営できる職員体制が整えられているかどうか、また、リハビリテーション専門職におけるこれまでの訪問サービスの実績はどうか	10
3	リハビリテーション専門職によるアセスメント及びモニタリングへの関与	理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士を始めとするリハビリテーション専門職が適切に関与し、アセスメント及びモニタリングに基づいた適切なゴール設定及びそれに向けたサービスの提供が行えるかどうか	10
4	企画提案されたサービスの内容について	本サービスについて、企画提案を行った内容が、個々の利用者の状態像に応じて生活機能の向上を実現するために適切かつ独創的か	10
5	通所・訪問サービスの一貫性	通所サービス及び訪問サービスが一貫したサービスの提供内容となっているかどうか	10
6	運動機能・生活機能向上以外の口腔・栄養等への取組みについての工夫	利用者視点に立った取組や必須となっている内容以外に積極的かつ独自の考えのもとでの取組みが認められるかどうか	10
7	利用者のサービス利用開始、利用中から卒業、自宅や地域等での活動・参加までのそれぞれの課題についての考え及びその対応策	本サービスにおける利用者の状態に応じた適切な対応と卒業後の考え等、サービス終了後におけるビジョンが立てられ、かつ、それに向けて適切なサービス内容となっているかどうか	15
8	施設的环境と設備	どのような設備があり、どのようなサービスを提供することができるのか	10
9	桑名市の「地域包括ケア計画」に盛り込まれた考え方の共有	「健康・ケア教室」、「地域生活応援会議」等で保険者に協力的かどうか	15

【参考】桑名市くらしいきいき教室事業所（平成 30 年 3 月末現在）



事業所	所在地
桑名福祉センターデイサービス	桑名市額田 455 番地 3
多度デイサービスセンターすこやか	桑名市多度町多度 1 - 1 - 1
通所介護 ほほえみ	桑名市桑部八左衛門新田 1079 - 1
デイサービスセンター 木もれび	桑名市桑部 2533 番地 3
長島デイサービスセンターほほえみ	桑名市長島町松ヶ島 66 番地
リハビリ専門デイサービス エバーファイン	桑名市西別所 422 番地 1
クオ	桑名市大福 214 番地
リハビリデイサービス nagomi 桑名店	桑名市江場字寺前 599 番地 1